

各 都 道 府 県 担 当 部 局 長 殿  
各 政 令 指 定 都 市 担 当 部 局 長 殿

国 土 交 通 省 都 市 局 市 街 地 整 備 課 長  
( 公 印 省 略 )

書 類 の 送 付 に 代 わ る 公 告 の デ ジ タ ル 化 に つ い て ( 通 知 )

平素から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和4年6月にデジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」では、「目視」、「実地監査」、「定期検査・点検」、「常駐・専任」、「対面講習」、「書面掲示」及び「往訪閲覧・縦覧」の7項目のアナログ規制に関する法令の規定や運用を見直すこととされ、同年12月には個別の規制ごとに見直しに向けた工程表が公表されました。

また、「規制改革実施計画」(令和5年6月16日閣議決定)においても、7項目のアナログ規制の見直しについて、「工程表に基づき、着実に見直しを実施する」と記載されているところです。

つきましては、書面掲示規制の見直しのうち、国土交通省都市局市街地整備課が所管する法令の規定に基づく書類の送付に代わる公告のデジタル化について、下記のとおり通知いたします。

各都道府県、各政令指定都市におかれましては、関係市町村及び関係団体に対しても、本通知を周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨を申し添えます。

記

別表の左欄に掲げる法律の規定により、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を施行する者等は、当該事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもって書類の送付に代えることができることとされています。

当該公告については、それぞれ同表の右欄に掲げる政令の規定により、現地掲示のほか「公報その他所定の手段」又は「官報、公報その他所定の手段」により行わなければならない

ないこととされているところ、関係者への幅広い周知を図る観点から、以下の①及び②に加え、原則として、③を実施することにより行うようお願いいたします。

① 現地掲示【10日間】

② 「(官報、) 公報その他所定的手段」として従前実施していたもの（日刊新聞紙への掲載等）

③ 「その他所定的手段」の一つ：施行者のウェブサイトへの掲載【①と同一の10日間】

ただし、小規模な第一種市街地再開発事業の施行者にあっては、その負担に鑑み、都市再開発法施行規則（昭和44年建設省令第54号）第34条の2第1項ただし書並びに第39条第4項及び第5項の規定と同様、③を実施しない取扱いとすることが考えられます。

また、③による公告については、その公告内容に書類の送付を受けるべき者の氏名等が含まれ、当該氏名等が容易に拡散される懸念があるところ、個人又は法人その他の団体の情報の保護に留意するようお願いいたします。具体的には、10日間が経過した時点でウェブサイトへの掲載を終了する運用の徹底や、書類を送付すべき場所を確知した場合等ウェブサイトへの掲載を継続する必要がなくなると合理的に判断できる場合に掲載を終了する取扱い、クローリング（検索エンジンがウェブ全体のコンテンツを網羅的に把握し検索結果を提供するために、ウェブブラウザで表示される単一のページの内容を自動的に巡回して収集するプロセスをいう。）等の防止のために情報の画像化を行った上で掲載する等、書類の送付を受けるべき者のプライバシーに配慮し、個別具体的な事情に即した慎重な対応を行うようお願いいたします。

なお、当該公告のデジタル化に当たっては、デジタルデバイドへの配慮等の観点から、①及び②についても、引き続き適切に実施するようお願いいたします。特に①の現地掲示については、都市再開発法第135条第2項等に規定する「公告の日」の起算の基準にもなることから、遺漏なく対応する必要があります。

## 別表

書類の送付に代わる公告を規定する法律の条項	対象となる事業	公告の方法を規定する政令の条項
首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）第27条の2第1項	工業団地造成事業	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令（昭和34年政令第240号）第6条第1項
新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第38条第1項	新住宅市街地開発事業	新住宅市街地開発法施行令（昭和38年政令第365号）第15条第2項
近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第37条第1項	工業団地造成事業	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和40年政令第157号）第8条第1項
流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第41条第1項	流通業務団地造成事業	流通業務市街地の整備に関する法律施行令（昭和42年政令第3号）第8条第1項
都市再開発法（昭和44年法律第38号）第135条第1項	市街地再開発事業	都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）第50条第1項
新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）第58条	新都市基盤整備事業	新都市基盤整備法施行令（昭和47年政令第431号）第34条第2項

(参考資料)

- ・資料1 デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）
- ・資料2 デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会）（抄）
  - ※本通知の対象法令を抜粋の上、赤枠を付しております。なお、見直しの概要が一部変更されているものがあります。
- ・資料3 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）（抄）
  - ※本通知に該当する箇所を抜粋の上、赤枠を付しております。